

熊 野 市 農 業 委 員 会

第 1 4 回 総 会

平成 2 8 年 4 月 8 日

第14回熊野市農業委員会総会議事録

日 時 平成28年4月8日(金)

午前 9時30分～

場 所 熊野市役所2階第1会議室

(出席委員)

会 長 仲 森 廣 光

委 員

多 川 進 坂 口 輝 之 山 本 肇 井 谷 雄 二

原 田 稔 夫 森 岡 正 樹 松 田 良 広 大 江 愛 久

岡 田 住 夫 室 谷 政 輝 松 本 源 一 榎 本 満

須 崎 誓 晤 栞 原 清 志 杉 谷 俊 毅 増 田 幸 美

大 橋 秀 行 山 口 政 高 辻 本 浩 規 福 岡 淳 史

小 瀬 功 福 山 康 子 栗 須 幹 生

(欠席委員) 浦 坪 昇

(事務局) 事務局長 山口耕作 農政係長 鈴木 健 係 竹原千名

会議次第

1. 議事

第1号議案 農地法第3条許可審議の件

承認事項 (1) 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

(2) 農地転用の制限の例外届について

(3) 非農地証明願いについて

そ の 他

議長 皆様おはようございます。委員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただいまの出席委員は、24名であります。欠席の届出は、22番浦坪委員から出されております。

定足数に達しておりますので、ただいまから熊野市農業委員会第14回総会を開会いたします。

最初に議事録署名委員の指名についてであります。熊野市農業委員会総会会議規則第10条第3項に議長が指名するとなっておりますので、3番山本委員、4番井谷委員の2名を指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。事務局に総括表の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 第14回総会総括表。3条所有権の移転は、1件で畑2,143㎡、計2,143㎡でございます。承認事項といたしまして、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定は、2件で畑2,610㎡、計2,610㎡でございます。農地転用の制限の例外届は1件で、畑130.5㎡、計130.5㎡でございます。非農地証明願いは、3件で田393㎡、畑112㎡、計505㎡でございます。合計は、7件で田393㎡、畑4,995.5㎡、総合計は、5,388.5㎡でございます。以上です。

議長 第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきまして提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、二木島町字西■■■■番、台帳畑、現況畑、面積62㎡ほか計5筆2,143㎡でございます。譲渡人は、京都市■■■■さん。理由は、病気のため耕作できないということでございます。譲受人は、南牟婁郡紀宝町■■■■さん。所有面積、耕作面積とも0aです。農作業歴は、13年です。通作距離又は時間は、車で40分ということでございます。世帯員等従事者は、一人です。理由は、農業経営規模拡大し、シキミ、梅栽培をするということでございます。

第1号議案の1番については、申請書の内容等書類審査において農地全ての効率的利用等農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。

議 長 ただいまの第1号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。所有権移転の1番について、二木島町お願いいたします。

1 番 (多川委員) 1 番、多川です。

第1号議案の1番について、説明をさせていただきます。

内容については、事務局より説明のあったとおりですが、譲渡人の■■■■■さんは、病気で体調が芳しくなく、遠隔地に居住しているため耕作ができないので、母親である譲受人の■■■■■さんに譲渡するものであります。3月24日に事務局長、係長と現地を調査させていただきました。元々は、実家の農地で、譲受人は、高齢であります。夫に手伝ってもらいながらシキミ、梅の栽培をするということであります。農機具については、耕運機、動力噴霧器、草刈機等を所有しております。通作距離については、自宅より40分程度ということです。3月25日に電話にて、譲受けの理由及び耕作の意欲を確認させていただきました。この案件については、地元委員として何ら問題ないと思っておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 第1号議案につきましては、地元委員さんからは、許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議 長 ありませんか。

特にご意見もないようですのでお諮りいたします。第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議なしとのことですので、第1号議案につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、承認事項1 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1 番、久生屋町字西地■■■■番■■■■、台帳畑、現況畑、面積19㎡ほか計5筆1,738㎡でございます。利用目的といたしましては柑橘栽培をするということでございます。権利の種類は使用貸借権の設定です。貸渡人は、久生屋町■■■■■さん。借受人は南牟婁郡御浜町■■■■■さん。取り扱いは熊

野市農地銀行久生屋支店。期間は公告の日から3年間で再設定ということでございます。

2番、紀和町平谷字中野[]番、台帳畑、現況畑、面積552㎡ほか計2筆872㎡でございます。利用目的といたしましては、野菜栽培をすることということでございます。権利の種類は使用貸借権の設定です。貸渡人は、岐阜県大垣市[]さん。借受人は紀和町平谷[]さん。取り扱いは熊野市農地銀行紀和支店。期間は公告の日から10年間で再設定ということでございます。

承認事項1については、いずれも農地の全ての効率的利用等、農作業常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上です。

議長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番について久生屋町お願いいたします。

12番(松本委員) 12番、松本です。

承認事項の1番についてであります。この案件は、事務局から説明いただいたように承認事項であります。3年間の延長の再設定であり何ら問題ないと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長 次に、2番について紀和町お願いいたします。

21番(福岡委員) 21番、福岡です。

2番について説明させていただきます。

この案件も再設定でございます。甥からは、買ってくれという話だったそうですけれども、高齢者のため買うのは二の足を踏んどるという話をしておりました。それなら10年間の設定にしておこうじゃないかという話で再設定をさせていただきました。地元委員としては、何ら問題ないと思っておりますので承認のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの承認事項1につきましては、地元委員さんからは、承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議長 ございませんか。

特にご意見もないようですので、お諮りいたします。承認事項1農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてにつきましては、原案を承認す

ることにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議なしとのことですので、承認事項1につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、承認事項2農地転用の制限の例外届についてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、有馬町字松原[]番、台帳畑、現況畑、面積330㎡のうち130.5㎡でございます。届出人は、有馬町[]さん。施設の内容、添付書類ですが、農機具用倉庫用地83.70㎡のうちに農機具倉庫1棟、建築面積54.76㎡を建築。農作業用車両一時保管場46.80㎡です。添付書類といたしまして、位置図、現況図(案内図)、土地利用計画図、造成図、[]さんの同意書、建築確約書、公図の写し、土地登記事項証明書が添付されております。

承認事項2については、申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果から農地法施行規則第32条第1項第1号の自己の農地保全、若しくは利用増進のため又は2アール未満の農地を、農業用施設に供する場合の農地転用制限の例外要件を満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番について、有馬町お願いいたします。

10番(岡田委員) 10番、岡田です。

承認事項2の1番について説明をさせていただきます。

現地は、案内図にありますように有馬町志原尻地内にあります。JRの線路よりも山側になります。

届出人の[]さんは、父から譲ってもらった土地に農機具倉庫を建てたものであります。倉庫の中には農作業車両が入っております。横の畑の[]さんから同意書ももらっており、地元委員としては、何ら問題ないと思います。皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの承認事項2につきましては、地元委員さんからは、承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきましてご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議長 ありませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん、何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長（多川委員） 1番、多川です。

現地調査を地元委員二人とさせていただきましたが、地元委員の言うとおりに何ら問題ないと思います。

議長 農地部会長さんからは、特に問題がないとのことですのでお諮りいたします。承認事項2農地転用の制限の例外届についてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、承認事項2につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に承認事項3非農地証明願いについてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、飛鳥町野口字中ノ切■■■■番■■、台帳田、現況宅地、面積208㎡でございます。出願者は飛鳥町野口■■■■さん。転用時期・理由・施設の内容・添付書類ですが、昭和43年に■■■■さんが居宅を建築したということでございます。添付書類といたしまして、現況図（案内図）、現況写真、土地家屋課税明細書、昭和51年撮影の航空写真、建物配置図、住民票の写し、公図の写し、土地登記事項証明書が添付されております。

2番、五郷町桃崎字里■■■■番■■、台帳田、現況宅地、面積185㎡でございます。出願者は五郷町桃崎■■■■さん。転用時期・理由・施設の内容・添付書類ですが、昭和36年に■■■■さんが居宅を建築したということでございます。添付書類といたしまして、現況図（案内図）、現況写真、土地家屋課税明細書、公図の写し、土地登記事項証明書が添付されております。次のページをお開きください。

3番、紀和町板屋字板屋地■■■■番■■、台帳畑、現況宅地、面積56㎡ほか計2筆112㎡でございます。出願者は紀和町板屋■■■■さん。転用時期・理由・施設の内容・添付書類ですが、昭和26年に願出人が居宅を建築したということでございます。添付書類といたしまして、現況図（案内

図)、現況写真、土地家屋課税明細書、昭和51年撮影の航空写真、公図の写し、土地登記事項証明書が添付されております。

承認事項3の1番、2番、3番については、申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果、承認要件を満たしていると考えております。現地の説明については地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番について、飛鳥町お願いいたします。

16番(杉谷委員) 16番、杉谷です。

承認事項3の1番について説明させていただきます。

申請内容は、先ほど事務局より説明があったとおりで、去る3月31日に、申請人立会いのもと現地調査を実施しました。

現地は案内図にありますように、飛鳥町野口地内の国道309号沿いになります。

申請地については、昭和43年に、 氏が住宅を建築した敷地の一部に親類の さん名義の農地が存在していたもので、47年以上が経過した今年、県外に居住している 氏の長男が、家と土地を売却するための相続登記をする際に明らかになったものであります。

この案件につきましては、航空写真、土地家屋課税明細書で20年以上経過していることが明らかであり、非農地証明の基準に照らし合わせても、地元委員としては何ら問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく願います。

議長 次に2番について、五郷町お願いいたします。

18番(大橋委員) 18番、大橋です。

承認事項3の2番について説明させていただきます。

現地は、五郷町桃崎 の近くに位置するところでございます。出願者 さんと、住宅を建築した さんは兄弟で、 さんが建築する際に隣の宅地と間違え、台帳で田になっているのを確認せず建築したことが判明いたしました。昭和36年の建築でございますので、既に50年以上経過しており地元委員といたしまして何ら問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしく願います。

議長 次に3番について、紀和町お願いいたします。

24番(福山委員) 24番、福山です。

承認事項3の3番について説明させていただきます。

申請内容は、先ほど事務局より説明があったとおりで、去る3月31日に、申請人の代理人さんとか立会いのもと現地調査を実施しました。

現地は案内図にありますように、紀和町板屋地内の国道311号沿いの住宅地の中にあります。

現地を見に行くと、近隣はまだ家庭菜園程度の農地が残っておりますし、マルチのかかった農地もありますので、過去は農地であったんだろうなということがうかがわれました。

申請地については、昭和26年と47年に住宅を建築した敷地の一部に農地が含まれていることがわかったもので、43年以上が経過した今、 さんが、家と土地を売却するための登記の準備をするときになって判明したということです。

今回思ったのは、公図を司法書士さんが持ってきて見せてくれたんですけど、昔はここに道があったのに今はないとか、ここに道は書いていないのに今は道になっているとか、そういうのがこれから先も出てくるのかなという心配はありました。

この案件につきましては、航空写真、土地家屋課税明細書で20年以上経過していることが明らかであり、非農地証明の基準に照らし合わせても、地元委員としてはなんら問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長 ただいまの承認事項3につきましては、地元委員さんからは、承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきましてご意見があれば発言をお願いします。

 (な し)

議 長 ありませんか。

 特にご意見もないようですので、農地部会長さん、何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長（多川委員） 1番、多川です。

 承認事項3の1、2、3につきましては、地元委員さんと現地を調査しまして、地元委員の説明のとおり何も問題ありませんのでよろしくお願ひします。

議 長 農地部会長さんからは、特に問題がないとのことですのでお諮りいたしま

す。承認事項2非農地証明願いについてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、承認事項3につきましては、原案を承認することと決定いたします。

これもちまして、本日の総会に附議された議案、承認事項等はすべて議りました。ほかに何かございませんか。

(なし)

議長 なければ、事務局から連絡事項がございます。事務局。

事務局長 それでは最初に、鈴木係長から、源泉徴収事務に係る個人番号届出書について説明させていただきます。

農政係長 それでは説明させていただきます。

お手元に配布させていただきました源泉徴収事務に係る個人番号届出書につきましては、去年の10月1日から個人番号制度いわゆるマイナンバー制度が開始されております。委員の皆様への委員報酬は、熊野市から振り込まれておりますが、平成28年1月1日以降に支払われる報酬については、市から税務署へ法に定められた書類を提出する際にマイナンバーを記載する必要があります。このため、担当課である総務課にこの個人番号を届けておかなければなりません。この番号につきましては、各委員さんの自宅へ直接郵送されておまして、市の総務課でもわかりませんので、今お手元にお配りいたしました源泉徴収事務に係る個人番号届出書の上段にあります12桁の個人番号を記載していただきたいと思っております。番号だけ入れていただくだけで結構です。これと合わせて必要とされております運転免許証のコピーと郵送されてきている個人番号通知カードのコピーを提出していただきたいと思っております。番号が分からないとか見つからないということがあれば、個人番号が記載された住民票を市役所か支所、出張所で取っていただいて提出していただいても構いません。このことにつきましては、熊野市総務課長から各委員の皆様へ依頼させていただく文書をお手元に付けさせていただいております。その文書の中段に必要な書類というのがありまして、そこに本人確認ができる書類につきまして説明が記載されております。農業委員会事務局からは、一番身近にあるものとして運転免許証のコピーと郵送されてきた個人番号通知カードのコピーを紹介させていただいておりますけれども、ここに記載さ

れているものであれば構いません。パスポートなどでも構いません。お手数料をお掛けいたしますけれども、源泉徴収事務に係る個人番号届出書に個人番号を記載したものと、運転免許証のコピー1部と個人番号通知カードのコピー又は個人番号が記載された住民票を1部の合計三つの書類を準備していただきまして、お手元に配布させていただいております返信用封筒へ同封して総務課職員係あてに郵送をお願いいたします。既に登録されている委員さんにつきましては、今回必要がございません。提出につきましては、急ぎではありませんけれども、総務課の方では各個人に振り込まれる報酬等については多数ございますので、これを総務課で取りまとめて登録する必要がありますので忘れないうちに早い目に提出いただきますようご協力をお願いいたします。不明な点があれば、事務局又は総務課までご連絡ください。以上です。

事務局長 それでは、事務局から連絡事項を申し上げます。

お手元に農地中間管理機構への農地借受け応募者一覧表を配布させていただいておりますが、現在それだけの方が農地を借りたいとして中間管理機構の方へ申し込みをされております。各委員の皆様におかれましては、農地を貸したいという方がおられましたら、貸付申込書を事務局から本人さんのところへお届けいたしますので、事務局の方へご連絡くださいますようご協力をよろしくをお願いいたします。貸し手の掘り起こしにご協力をくださいますようよろしくをお願いいたします。

次に、お手元に、平成28年度分の農業委員活動記録表をお配りさせていただいておりますので、今年度も記録の方をよろしくをお願いいたします。また、昨年度分をまだ提出されていない方につきましては、事務局の方へ届けていただきますようお願いいたします。

今回の現地調査は、5月2日、月曜日、午前8時30分に市役所を出発いたしますので、関係される委員さんにはよろしくをお願いいたします。連休の間でもありますし、田植等で忙しい時期でもありますがよろしくをお願いいたします。

また、次回総会は、5月10日、火曜日、午前9時30分から、駅の横の文化交流センターでの開会を予定しておりますのでよろしくをお願いいたします。事務局からは以上でございます。

議長 これをもちまして、第14回総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(閉会 午前10時10分)